

入札参加停止措置の概要

商号又は名称	(有) 外谷建設						
所在地	上水内郡信濃町大字柏原2896						
認定番号	20-017026						
入札参加停止期間	令和6年1月17日から令和6年2月16日まで(1か月)						
事実概要	<p>対象会社は、経営事項審査において、除雪業務の売上高を土木一式工事の完成工事高に含める虚偽の記載をした申請を行い、審査結果を得た。この結果を用いて長野県を含む複数の公共機関に対して入札参加資格申請を行い、建設工事入札参加資格を得た。</p> <p>このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、長野県から令和6年1月18日から同年3月2日までの間の営業停止処分を受けた。</p> <p>このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。</p>						
理由	長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第2第11号(不正又は不誠実な行為)に該当し、建設工事の契約の相手方として不相当であると認められるため。						
備考	<p>【別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>措置要件</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不正又は不誠実な行為</td> <td>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</td> </tr> </tbody> </table>	措置要件	期間	不正又は不誠実な行為	11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき		当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
措置要件	期間						
不正又は不誠実な行為	11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき						
	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内						